

政務調査費収支報告書等の閲覧に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、政務調査費の使途のさらなる透明性の確保及び市民等への情報提供の充実を図るため、相模原市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年相模原市条例第1号）第8条に定める収支報告書及びその添付書類（以下「収支報告書等」という。）の相模原市情報公開条例（平成12年相模原市条例第39号）の手続によらない閲覧について必要な事項を定めるものとする。

(閲覧場所)

第2条 閲覧場所は、原則として行政資料コーナーとする。ただし、多人数等の場合には、議会傍聴ロビー等で行うものとする。

(閲覧時間)

第3条 閲覧時間は、相模原市の執務時間に関する規則（平成元年相模原市規則第28号）第1条に規定する執務時間中とする。ただし、受付については、午後0時15分から午後1時までを除くものとする。

(閲覧方法)

第4条 収支報告書等の閲覧を希望するものは、議長に対して収支報告書等閲覧申出書（別記様式）（以下「収支報告書等閲覧申出書」という。）により申し出るものとし、原則議会事務局受付カウンターにおいて受け付けるものとする。

2 議会事務局職員は、収支報告書等閲覧申出書に記載されている閲覧を希望する収支報告書等を用意し、申出者とともに閲覧場所に移動し、閲覧終了後には申出者自らが議会事務局受付カウンターへ返却する旨を説明した後、閲覧させることとする。

3 議会事務局職員は、返却された収支報告書等について収支報告書等閲覧申出書と照合し、確認するものとする。

(閲覧文書の保管場所)

第5条 閲覧に供する収支報告書等については、議会事務局内において保管するものとする。

(閲覧者の遵守事項)

第6条 閲覧に当たっては、議会事務局職員は閲覧者が次の事項を遵守するよう必

要に応じて説明を行うものとする。

- (1) 収支報告書等は、丁寧に取り扱い、破損、汚損又は加筆を行わないこと。
- (2) 閲覧時間を遵守すること。
- (3) 閲覧場所では、音読、談話、飲食、携帯電話の使用等他者の迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) その他議会事務局職員及び情報公開室職員の指示に従うこと。

(複写費用)

第7条 収支報告書等の複写に要する費用は、公文書等の複写費用の額（昭和61年告示第43号）の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成21年6月22日から施行する。

(対象年度)

2 この要領は、平成20年度以降の文書から適用するものとする。

別記様式（第4条関係）

収支報告書等閲覧申出書

相模原市議会議長 殿

閲覧年月日	年 月 日 ()	
閲覧者	住所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）	
	氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の肩書・氏名）	
閲覧を希望する 収支報告書等	年 度	年度
	政務調査費が交付された会派の名称	新政クラブ・公明党・民主クラブ・無所属クラブ 相模原市民連合・日本共産党・創史会・全会派
	会派に所属しない議員名	